

北九州市65歳超雇用応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、65歳以上への定年引上げや定年の定め廃止等、65歳超の高年齢者の雇用推進に取り組む市内中小企業を支援するため、厚生労働省の65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)(以下「助成金」という。)の交付決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、北九州市65歳超雇用応援補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 北九州市内に事業場があること。
- (2) 助成金について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)から令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間に支給決定通知を受けている事業者であること。
- (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(小規模企業者を含む。)であること。
- (4) 助成金の支給決定通知書及び当該事業場の労働者の定年制度の改定又は継続雇用制度の導入若しくは改定の内容を明らかにする書類(労働協約又は就業規則等)を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (5) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (6) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする事)をした事業者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する接待飲食等営業(料亭を除く。)及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (8) 国、県または市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (9) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる事業者でないこと。
- (10) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。
- (11) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。

- (1 2) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。
- (1 3) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。
- (1 4) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (1 5) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

(補助対象及び補助率等)

第3条 補助金の対象は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に、機構から支給決定通知を受けた助成金とする。

- 2 補助金の額は、前項の助成金の支給決定額の2分の1とする。
- 3 補助金の額は、250千円を上限とする。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、北九州市65歳超雇用応援補助金交付申請書(様式第1号)を令和9年3月10日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。
 - (1) 申請総括表(様式第2号)
 - (2) 照会同意書・回答同意書(様式第3号・4号)
 - (3) 助成金の支給決定通知書の写し(通知書に記載の内容が確認できるよう両面の写し)
 - (4) 定年制度の改定又は継続雇用制度の導入若しくは改定の内容を明らかにする書類(労働協約又は就業規則等)の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
 - ①暴力団排除に関する誓約書(様式第1号に添付)
 - ②北九州市内に事業所を有していることが確認できる書類(登記事項証明書、営業許可書等)の写し
 - ③市税に滞納がないことの証明書
 - ④別表第1に掲げる分類(法人又は個人事業主)に応じた書類の写しその他、制度導入後の高年齢者雇用状況について市から求めがあった場合は報告すること
- 3 交付申請は1事業主(企業単位)1回限りとする。
- 4 予算上限に達した場合、交付申請を締め切ることとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 第4条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

(2) 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第4条に規定する書面等により行われたものとみなす。

(3) 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(交付の決定等)

第6条 市長は、補助金の交付の申請書があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきことが適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助金の交付を申請した者に文書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を受領した日から15日以内に北九州市65歳超雇用応援補助金取下げ申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、取消しにより申請者に損害が生じても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の市長の指示に従わなかったとき。

(3) 当該助成金の交付決定の取消し又は返還命令がなされたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消す場合には、当該補助金の交付を受けた者に対し、北九州市65歳超雇用応援補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第7号)により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、既

に補助金が交付されているときは、期間を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は補助金の返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができるものとする。

（帳簿の備付等）

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（北九州市補助金等交付規則との関係）

第12条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則の定めるところによる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

法人	履歴事項全部証明書の写し
個人事業主	個人事業の開業・廃業等届出書の写し